



被保険者証の更新時期です

次の表に示す被保険者証等の更新時期が来ました。8月以降に病院など医療機関で通院、診察を受ける時は、送付した新しい被保険者証等を医療機関の窓口で提示してください(受給者証、認定証は被保険者証と一緒にご使用ください)。

今までの被保険者証等は、7月末日の有効期限後に破棄してください。今回更新される受給者証、認定証以外に、申請することによって適用を受けることができる認定証があります。ご希望の方は役場の国民健康保険取り扱い担当窓口で申請してください。

8月に更新となる各種被保険者証等

後期高齢者医療加入者	1. 後期高齢者医療被保険者証	
	対象	加入者全員
	交付	該当者に郵送
	2. 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	世帯全員が住民税非課税の方
国民健康保険加入者 (70歳以上)	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減
	交付	該当者に郵送
	3. 国民健康保険高齢受給者証	
	対象	国保加入者全員
	交付	該当者に郵送
国民健康保険加入者 (70歳未満)	4. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国民健康保険の加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減
	交付	該当者に郵送(役場で手続きが必要、要印鑑)

申請によって適用可能になる認定証

国民健康保険加入者 (70歳未満)	1. 国民健康保険限度額適用認定証	
	対象	住民税が課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用)
	交付	申請によって交付(該当する方は手続きが必要)
	2. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	
	対象	国保加入者全員が住民税非課税の世帯
	内容	・医療機関での窓口負担額の引き下げ(限度額の適用) ・入院した時の食事負担額の軽減
交付	申請によって交付(該当する方は手続きが必要)	

お問い合わせ 大雪地区広域連合国民健康保険対策室 ☎82-3697 (内線562、563)
役場定住促進課住民室 ☎82-2111 (内線111)